

# 北広島町消防団 水防初動マニュアル

令和5年度版

北広島町消防団

## 目 次

1. 活動内容	2
2. 連絡先の登録	2
3. 情報収集	3
4. 装備品等の準備	3
5. 参集基準	4
6. 指揮命令系統	5
7. 参集場所	5
8. 担当地区	6
9. 参集途上の活動	7
10. 具体的な活動基準	7
11. 安全管理と活動ポイント	10
12. 用語	11
資料編	16

本マニュアルは、消防団が水害時に適切な初動対応を素早くとることを目的に、消防組織法第1条及び北広島町水防計画に基づいた活動を行うために作成したものである。平時における準備、警報発表時や発災時における出動基準、活動内容等、消防団がとるべき行動について記載する。

## ○消防組織法

### 第1条（消防の任務）

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

## ○北広島町水防計画

### 第6章 水防活動

#### 4 水防団（消防団）の活動等

##### （1）水防団（消防団）の活動

洪水に際し、水害を警戒し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、気象業務法による警報が発せられたとき、又は水防管理者（町長）が必要と認めたとときから洪水による危険が除去するまでの間、この計画に基づいて活動する。

## 1. 活動内容

消防団は消防署と連携して、次の活動を行う。

- 河川等危険箇所の警戒巡視
- 住民の避難誘導
- 河川、危険箇所等の水防工法の実施
- 道路等へ流出した土砂の除去
- 行方不明者の捜索
- その他必要と認める活動

## 2. 連絡先の登録

団員は、次の連絡体制（電話番号、電子メール、SNS等）を構築すること。

- 所属団員（必須）
- 上位階級団員（必須）
- 所属分団又は班のLINEグループ（推奨）
- 北広島町消防団連絡メール（必須）\*

\*町から直接団員へ情報を送信するメールであり、団員からの返信は不可。

### 3. 情報収集

団員は、次の方法により防災気象情報等を収集し、招集に備えること。

- テレビ、ラジオ
- インターネット
  - ・広島県防災Web
  - ・気象庁ホームページ
- 登録メールサービス
  - ・広島県防災情報メール通知サービス
  - ・北広島町防災・安全お知らせメール
- スマートフォン等アプリケーション
  - ・きたひろ情報アプリ（必須）
  - ・YAHOO!防災アプリ
  - ・My POTEKA

### 4. 装備品等の準備

団員は招集に備え、次の装備品等を準備すること。

- ヘルメット
- 活動服
- 雨衣
- 救命胴衣（屯所へ配備）
- 耐切創性手袋又はその他の作業用手袋
- ヘッドライト又は懐中電灯（夜間時）
- 安全靴又は長靴
- その他個人に必要な装備品（ゴーグル、携帯電話、マスク、手指消毒液、タオル、着替え、メモ帳、筆記用具等）

## 5. 参集基準

防災気象情報		町の体制	避難情報 警戒レベル	参集基準		
気象庁	広島県			団本部	団支部	分団
○大雨注意報 (土砂災害・ 浸水害) ○洪水注意報 ○氾濫注意情報 ○キキクル*(危 険度分布：注 意)	○土砂災害危険 度情報(大雨 注意報基準超 過)	情報注視 (注意体制)	警戒レベル2  大雨・洪水高潮 注意報	—	—	—
○大雨警報(土 砂災害・浸水 害) ○洪水警報 ○氾濫警戒情報 ○キキクル(危 険度分布：警 戒)	○土砂災害危険 度情報(大雨 警報(土砂災 害)基準超過)	警戒 (第1警戒体 制)	警戒レベル3  高齢者等避難	○	○副 団 長 の み	—
○土砂災害警戒 情報 ○氾濫危険情報 ○キキクル(危 険度分布：危 険)	○土砂災害危険 度情報(2時 間後に基準値 超過)	災害警戒本部 (第2警戒体 制)	警戒レベル4  避難指示	●	●	○
○大雨特別警報 ○氾濫発生情報 ○キキクル(危 険度分布：災 害切迫)	○土砂災害危険 度情報(実況 で特別警報基 準値超過)	災害対策本部 (非常体制)	警戒レベル5  緊急安全確保	●	●	●

「団本部」 団長

「団支部」 副団長、本部付分団長、県訓練指導員、町訓練指導員、女性団員

「分 団」 分団長、副分団長、班長、団員

「 — 」 参集なし

「 ○ 」 上位組織からの指示に応じて参集

「 ● 」 全員参集

\*雨量データから災害発生(土砂災害、浸水害、洪水)の危険度を表す指標のこと。

## 6. 指揮命令系統

消防団の指揮命令は、次のとおり行う。

災害警戒本部（支部）・災害対策本部（支部）					
芸北支所	大朝支所	本 庁	豊平支所		
		<table border="1"> <tr> <td>団本部</td> </tr> <tr> <td>団 長</td> </tr> </table>	団本部	団 長	
団本部					
団 長					
団支部					
芸北支部	大朝支部	千代田支部	豊平支部		
分 団					
第1分団 第2分団 第3分団	第4分団 第5分団 第6分団	第7分団 第8分団 第9分団 第10分団 第11分団	第12分団 第13分団 第14分団		

招集は、次のいずれかの連絡方法で行う。

- (1) 北広島町消防団連絡メール
- (2) ちゅピCOM告知放送
- (3) 携帯電話

## 7. 参集場所

団本部	団支部	分 団
本庁	芸北支所	各分団で予め決定した屯所
	大朝支所	
	本 庁	
	豊平支所	

\* 屯所は、河川や崖地から離れた安全と思われる屯所を選定すること。

## 8. 担当地区

分団は、次の担当地区で水防活動し、被害が大規模な場合や人員不足の場合は、団支部に応援要請する。団支部は、応援に送る分団を調整する。

地域	分団	担当地区
芸北	第1分団	八幡上、八幡下、雲耕、亀山、大元、政所、中祖、荒神、吉見坂、橋山、空城
	第2分団	板村、奥中原、川小田、細見、才乙、大利原、南門原、苧屋形、草安、奥原、土橋
	第3分団	移原、米沢、大暮、小原、溝口、高野、大谷
大朝	第4分団	田原、追坂、筏津、犬追原、小枝、境、三丁目、四丁目、五丁目
	第5分団	登、別所、門前、大塚市、女鹿原、枝ノ宮、間所、朝枝、一丁目、二丁目、東横、胡子町、西横、九門明、茅原
	第6分団	鳴滝、田中原、立石、伊関、宮ノ庄、足谷、下市、上市、郷ノ崎、本郷、番ノ目、磐門、本谷、鉄穴原、中ノ宮、平田
千代田	第7分団	川戸、蔵迫、舞綱、中山
	第8分団	惣森、川西、川東、壬生、川井、丁保余原、新氏神、新郷
	第9分団	南方、木次
	第10分団	今田、後有田、有間、寺原、有田、春木、石井谷、古保利
	第11分団	本地、新都
豊平	第12分団	今吉田、阿坂、吉木
	第13分団	都志見、琴庄、戸谷、長笹、共盛
	第14分団	西宗、中原、志路原、上石、下石、海心寺

## 9. 参集途上の活動

団員は、参集途上において安全を確保した上で次の情報収集・分団内で情報共有し、分団長は、団支部へ報告すること。

- 道路の状況（土砂による道路閉塞、道路冠水等）
- 民家付近の崖地の状況（地すべり、土石流の発生等）
- 河川の状況（水位の状況、護岸の崩壊等）

また、LINE公式アカウント「ひろしま防災チャットボット」により、被害情報を提供する。

### ○ひろしま防災チャットボットとは？

スマートフォンアプリLINEのアカウントと友達登録を行ったユーザーが、災害に関する写真等の情報をLINE上で投稿し、この内容をAIが分析した上で、地図上に展開・集約し、広範囲に現場情報の収集・関係機関との情報共有が可能となる仕組みのこと。



QRコード

## 10. 具体的な活動手順

### （1）団本部

#### ①体制構築

災害警戒本部（支部）又は災害対策本部（支部）からの指示により、団長は団本部を設置する。

<b>【団本部】</b>
本部長：団長

#### ②活動タイムライン

時間経過	団本部
参集	○防災気象情報の確認 ○団支部の設置の検討・指示
1時間～	○団支部の参集状況の確認・記録 ○団支部からの被害情報の収集・記録 ○町への情報提供（参集状況・被害情報等）
24時間～	○上記活動の継続 ○活動長期化に備えた団支部の活動ローテーション体制の構築 ○団支部への住民広報や警戒巡視実施の指示



(2) 団支部

①体制構築

団本部からの指示により、副団長は団支部を設置する。

【団支部】	
支部長：副団長	
指揮班*	情報班*
本部付分団長・県訓練指導員	町訓練指導員
<ul style="list-style-type: none"> <li>○町との連絡調整に関する事</li> <li>○分団の招集に関する事</li> <li>○分団の活動指示に関する事</li> <li>○必要資機材の調達に関する事</li> <li>○その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○参集状況の把握に関する事</li> <li>○被害状況の把握に関する事</li> <li>○活動状況の把握に関する事</li> <li>○その他</li> </ul>

\*各班の人員配置・業務は、出動時の実情に応じて臨機応変に対応するものとする。

②活動タイムライン

時間経過	指揮班	情報班
参集	<b>【共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団支部の参集状況の確認・記録</li> <li>○分団の参集状況の確認・記録</li> <li>○分団からの被害情報の収集・記録</li> <li>○町への情報提供（参集状況、被害情報等）</li> <li>○I P無線機の開局及び通信試験の実施</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現場指揮者の選定</li> <li>○分団への活動指示</li> <li>○必要資機材の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害情報の収集・整理・記録</li> </ul>
1時間～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記活動の継続</li> <li>○分団間の応援派遣の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記活動の継続</li> <li>○分団の参集状況の確認</li> <li>○分団の活動状況の確認</li> <li>○分団の把握する被害情報の確認</li> </ul>
2 4時間～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記活動の継続</li> <li>○活動長期化に備えた分団の活動ローテーション体制の構築</li> <li>○分団への住民広報や警戒巡視実施の指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記活動の継続</li> </ul>

(3) 分団

①体制構築

団支部からの指示により、分団長は副分団長・班長に所属団員の参集を指示する。

【分団】	
分団長	
指揮班	作業班
分団長（兼務）・副分団長	班長・団員
<ul style="list-style-type: none"> <li>○団支部との連絡調整に関する事</li> <li>○活動指示に関する事</li> <li>○活動状況の把握に関する事</li> <li>○その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○警戒巡視に関する事</li> <li>○住民の避難誘導に関する事</li> <li>○水防工法の実施に関する事</li> <li>○流出した土砂除去に関する事</li> <li>○行方不明者の捜索・救助に関する事</li> <li>○その他</li> </ul>

②活動タイムライン

時間経過	指揮班	作業班
参集	<b>【共通】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>○団員の参集状況の確認・記録</li> <li>○団支部からの被害情報の収集・記録</li> <li>○団支部への情報提供（参集状況、被害情報等）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害情報の収集・整理・記録</li> <li>○団員への活動指示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○必要資機材の調達</li> </ul>
1時間～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記活動の継続</li> <li>○団員の参集状況の確認</li> <li>○団員の活動状況の確認</li> <li>○団員の把握する被害情報の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記活動の継続</li> <li>○現場対応</li> <li>○分団間の応援</li> </ul>
2 4時間～	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記活動の継続</li> <li>○活動長期化に備えた団員の活動ローテーションの検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○上記活動の継続</li> <li>○住民広報や警戒巡視の実施</li> </ul>

## 1 1. 安全管理と活動ポイント

### (1) 警戒巡視

- 河川を巡視する際は、救命胴衣を着用して、必ず2名以上で移動するとともに、常に最新の水位レベルや防災気象情報の発令状況を確認しながら実施する。
- 河川を巡視する際は、水位・天端までの余裕高や越水の状況、堤防の異常の有無を逐次報告する。
- 水位計が設置されていない小河川については、情報源が限られることや川幅が狭隘であることから、特に念入りな報告を心がける。
- 冠水している道路は可能な限り通行しない。特に膝下に迫る水流がある場合は、身動きをすることが困難になることから、速やかに退避する。

### (2) 避難誘導

- 住民に対し、避難場所や避難経路、避難方法を説明し、安心感を与える。
- 多人数の誘導を行う際は、前後左右に誘導員を配置する。
- やむを得ず浸水地を誘導する場合は、長尺の棒などにより順次足場を探りながら進む。
- 浸水地における避難誘導は、マンホール、側溝など特に足元の危険が大きいことから、水深が浅く、凹凸の少ない場所や道路を選定する。

### (3) 水防工法・捜索・救助

- 重点的に捜索する場所の選定のため、要救助者の普段の生活状況を近隣住民から情報収集するとともに、必要資機材（のこぎりやスコップ、梯子、ジャッキ等）の調達についても協力を求める。
- 土砂災害現場では、倒壊建物の柱などのわずかな隙間で生存していることがある。障害物をのこぎり等で除去しながら、スコップ等で手堀を行う。
- 土砂災害の前兆現象を認めた場合は、捜索・救助を一時中止し、速やかに安全な場所まで退避する。
- 活動を開始する前に、待避する場所の方向について確認を徹底する。特に土石流の発生が懸念される場所では横方向の待避を原則とする。
- 土砂災害現場においては、二次災害の発生に備え、速やかに警戒区域を設定するとともに、災害前兆現象を発見するための監視員を指定し、専従させる。
- 河川の堤防上で水防工法を実施する場合は、破堤の前兆現象を見逃さないための監視員を指定し、専従させる。
- 現場での作業中に、直接、住民から作業要望があった場合は、町へ連絡するよう促し、命の危険がある場合は、当該住民へ避難を促すこと。

#### (4) 現場指揮

- 現場をよく確認し、災害の推移を見極めて団員の安全確保に努める。
- 長時間作業による疲労に配慮し、休憩や任務分担の変更など、安全管理の徹底を図る。
- 団員の士気やチームワークに配慮する。
- 防災気象情報に留意し、危険要素がある場合は団員を避難・撤退させる。
- 危険性のある現場では、必要により「安全管理員」を配置する。
- 団員相互に安全管理を図るよう徹底させる。
- 多くの被災者が混乱状態で現場付近にいたことが予想されるので、言動には十分注意させる。
- 団員のみ活動に固執せず、現場付近の住民にも協力を求めながら活動するよう周知する。また、必要資機材の調達についても同様とする。
- 特に緊急時においては、速やかに報告することを徹底する。

## 1 2. 用語

### (1) 避難に関する用語\*

用語	解説
警戒レベル1 早期注意情報	今後、気象状況が悪化するおそれがある状況である。行動としては、災害への心構えを高める必要がある。
警戒レベル2 大雨・洪水 高潮注意報	気象状況が悪化してきている状況である。行動としては、自らの避難行動を確認する。
警戒レベル3 高齢者等避難	災害のおそれがある状況である。行動としては、危険な場所から高齢者等は避難する。
警戒レベル4 避難指示	災害のおそれが高い状況である。行動としては、危険な場所から全員避難する。
警戒レベル5 緊急安全確保	災害が発生又は切迫している状況である。行動としては、命の危険が迫っており、直ちに安全確保をする。

\*令和3年5月20日施行（運用開始）

(2) 水害に関する用語

用語	解説
洪水予報河川	水防法第10条第2項及び第11条第1項の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川で、気象庁長官と共同して、一般に洪水の生じるおそれがあることを周知する洪水予報を行うこととしている河川。北広島町で該当する河川はない。
水位周知河川	洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生ずるおそれがある河川として国土交通大臣又は都道府県知事が指定したもので、避難の一つの目安となる避難判断水位を定め、水位がこれに到達した時には、その旨を一般へ周知することとしている河川。北広島町では江の川、志路原川、冠川が該当する。
指定河川洪水予報	気象庁が一般向けの注意報・警報として発表する洪水注意報や洪水警報とは別に、国土交通省又は都道府県の機関と共同して、あらかじめ指定した河川について、洪水のおそれがある場合に共同で発表する。指定河川洪水予報の標題には、はん濫注意情報、はん濫警戒情報、はん濫危険情報、はん濫発生情報の4つがあり、河川名を付して「〇〇川はん濫注意情報」のように発表される。
はん濫注意情報(洪水注意報)	基準地点の推移が避難判断水位(警戒水位)に到達した時に発表される情報。
はん濫警戒情報(洪水警報)	基準地点の推移が避難判断水位(特別警戒水位)に到達した時、あるいは、水位予測に基づきはん濫危険水位に達すると見込まれた時に発表される情報。
はん濫危険情報(洪水警報)	基準地点の水位がはん濫危険水位(危険水位)に到達した時に発表される情報。
はん濫発生情報(洪水警報)	氾濫が発生した時に発表される情報。

用語	解説
水防警報	河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による損害が生じるおそれがある場合に発表される。国土交通省又は都道府県が、水防管理団体（市町村）の水防活動に指針を与えるために発表する。
計画高水位（H. W. L）	川の堤防工事等の基準で、堤防が完成した際に、その堤防が耐えられる最高の水位。防災用語としてははん濫危険水位。
洪水予報・水防警報の発表基準となる河川水位	河川の増水や、はん濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるようにあらかじめ指定した河川について、区間を決めて定められた水位。
水防団待機水位（指定水位）*	消防機関が出動のため待機する水位。洪水予報の発表はない。
はん濫注意水位（警戒水位）*	消防機関の出動の目安となる水位。
避難判断水位（特別警戒水位）	市町村長の避難準備情報等の発令判断の目安、河川の氾濫に住民への注意喚起の目安となる水位。
はん濫危険水位（危険水位）	市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫のおそれがある水位。

\* 消防機関の待機や出動の目安となる水位であるが、原則として、消防団員の参集の有無は非常体制の発令に基づくものである。

用語	解説
大雨及び洪水 注意報・警報等	注意報は災害が起こるおそれがある場合、警報は重大な災害の起こるおそれがある場合、また特別警報は重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に、それぞれ気象台から発表される。
大雨注意報	大雨によって、災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報
洪水注意報	洪水によって、災害が起こるおそれがある場合その旨を注意して行う予報
大雨警報	大雨によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報
洪水警報	洪水によって、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報
大雨特別警報	大雨警報の発表基準をはるかに超える豪雨が予想され、重大な災害の危険性が著しき高まっている旨を警告して行う予報。
記録的短時間 大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測または解析したときに、各地の気象台が発表する。その基準は、1時間雨量歴代1位又は2位の記録を参考に、概ね都道府県予報区ごとに決められている。
洪水浸水想定 区域図*	洪水予報河川及び水位周知河川に指定した河川について、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を洪水浸水想定区域図として公表したもの。

\*洪水ポータルひろしま (<http://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/>)

(3) 土砂災害に関する用語

用語	解説
土石流	山地の溪流や谷地形において、土砂や礫と大雨による水が混ざり合い、非常に速い速度で硫化するものをいう。土石流の原因としては、上流での崖崩れによる溪流の堰き止めが崩れて一気に流れることが多い。
崖崩れ	地震の揺れや大雨の浸透した水により、急斜面において表層の土砂や礫が一気に滑り落ちるものをいう。この場合の前兆現象として、①崖に割れ目ができる、②崖から水が湧き出る、③崖から小石がパラパラ落ちてくる、等があげられる。
地滑り	比較的緩やかな斜面において地中粘土層等の滑りやすい面が、地下水等の影響で、ゆっくり動き出すものをいう。この場合の前兆現象として、①地鳴り、山鳴りがする、②落石や小さな崩落が始まる、③樹木が傾く、等があげられる。
河道閉塞に伴う土砂災害	土石流や崖崩れ及び地滑りなどの自然現象により形成された天然ダムが、形成後、数時間～数日程度のうちに崩壊（決壊）し、下流に大規模な土砂災害をもたらすものをいう。
土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表するもの。
土砂災害警戒区域*	土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域として都道府県が指定する区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。
土砂災害特別警戒区域*	土砂災害防止法に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域として都道府県が指定する区域であり、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。
土砂災害危険箇所	土砂災害への備えや警戒避難に役立つよう、土砂災害による被害のおそれがある箇所を調査したもの。法に基づくものではなく、地図情報を基に国が示した一定の基準で抽出したもので、詳細な現地調査や分析等は行われていない。

\* 土砂災害ポータルひろしま (<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>)



区分	配信内容	登録方法
きたひろ情報アプリ	気象情報 お知らせ情報 くらしの情報 防災対策	iOS QRコード  Android QRコード 
防災・安全お知らせメール	気象情報 お知らせ情報* <sup>1</sup>	PC/スマホ QRコード  その他携帯電話 QRコード 
消防団連絡メール	水火災通報 その他連絡	氏名、メールアドレスを任意様式又はeメール(kikikanri@town.kitahiroshima.lg.jp)で危機管理課へ届出* <sup>2</sup>
My POTEKA	町内気象観測情報	iOS QRコード  Android QRコード 

\* 1 設定により受信可能

\* 2 届け出た後は、迷惑メール設定で「kitahiroshima-town@sgss.jp」を受信できるように設定すること。

災害警戒本部（支部）・災害対策本部（支部）

芸北支所	大朝支所	本 庁	豊平支所
地域づくり係 050-5812-2110	地域づくり係 050-5812-2211	危機管理課 050-5812-1819	地域づくり係 050-5812-1122